2 高保体第808号 令和2年12月3日

各県立学校長 様

保健体育課長高等学校課長特別支援教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージ変更に基づいた 部活動の対応について(通知)

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策に基づき、適切なご対応をしていただきありがとうございます。

令和2年12月2日に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、直近1週間の感染者が16名(このうち感染経路不明者9名)となったことにより、県の「対応の目安」のステージが「警戒(オレンジ)」に引き上げられました。(別紙参照)

また、11月29日から連続して感染者が確認される状況となり、特に、高知市保健所管内の感染者が増加しています。

ついては、令和2年5月29日付け2高保体第238号通知による「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方(区分)」を**高知市内の県立学校**においては<u>「Ⅲ 部活動(一部制限)」</u>とします。

今後の感染状況によっては、さらに厳しい判断となることも考えられますが、**高知市内の県立学校は**、下記の期間、上記通知に基づいた対応の徹底をお願いします。

なお、高知市以外の県立学校においても、部活動も含めて感染対策の徹底をお願いします。

記

期間 12月3日(木)から12月16日(水)までの2週間

※ この期間の延長、または、部活動の考え方(区分)をさらに引き上げる場合にのみ、再度通知します。

【担当】 高知県教育委員会事務局

 保健体育課
 小谷、中内(088-821-4900)

 高等学校課
 山中、岩河(088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井(088-821-4741)

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方(区分) (学校において感染者を出さない、生徒を守る)

	 県教委の考え方							
IV	直近7日間において感 染者が確認されていな い	○開校						
Ш	直近7日間において感 染者が、3日に1度程 度の確認に収まってい る	○開校						
П	直近7日間において感 染者が、2日に1度程 度の確認に収まってい る	○開校						
I	直近7日間において感 染者が、日々連続して 確認されている	○開校 ●休業						

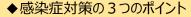




- \* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。
- \*県外遠征(県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する)
- \*原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



◆三密の回避 (密閉・密集・密接)





- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

## 〈部活動における感染防止対策〉

○生徒の怪我防止

(徐々に強度や難易度を高める)

- ○発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- ○活動時間や休養日(部活動ガイドラインに準拠)
- ○こまめな換気(練習場所・更衣室等)
- ○手洗いの徹底
- ○消毒の実施(共用物、手を触れる場所等)
- ○タオル、ドリンクは各自が準備
- ○練習以外での十分な距離の確保
- ○体温・体調チェック表
- ○多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- ○大声を出すような活動は避ける
- ○マスクの着用 (移動時、活動以外時等)







高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
		梼原町・津野町・四	美市·本山町·大豊	土佐市・いの町・仁  淀川町・佐川町・越  知町・日高村	室戸市・安芸市・東 洋町・奈半利町・田 野町・安田町・北川 村・馬路村・芸西村

\*特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

## 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年12月2日時点)

判	ステージ	感染観察(緑)	注意(黄)	警戒(オレンジ)	特別警戒(赤)	非常事態(紫)			
断指	直近7日間の 新規感染者数	0~3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上			
標 ※1	最大確保病床の 占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上			
	□ 「新しい生活様式」等の実践 (例)・身体的距離(1~2m)の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底								
	国の分科会の ステージ区分	I 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	IV 爆発的拡大			
対応	外出	「3密」の	徹底回避	ガイドラインが遵守 されていない酒類を 提供する飲食店への 外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する 飲食店への外出自粛の 検討・実施	昼夜を問わない 不要不急の外出自粛 の検討・実施			
方	休業等の要請	_		_	一定の業種 ※2 の休業、 営業時間短縮の要請の検討・実施				
針	会食	(共通事項に留	可能な筆 現 規模縮小 時間短網	、	コーニー タンドケーソタト ハック	の会食を控える			
	イベント等	(国の基本的対処	 L方針、ガイドライン等	穿に基づき対応)	開催・参加の再検討	開催·参加自粛			
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3							
	県立施設		開館		屋内施設の休館を検討	休館			
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断							

- ※1 判断指標については、①全療養者数(特別警戒:105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規 感染者数の比較 、⑤感染経路不明割合(特別警戒:50%)、⑥PCR陽性率(特別警戒:10%以上)の6つの指標をもとにして、 ステージを総合的に判断する。 また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。
- ※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。
- ※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた 県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。